

gTLDの現状と今後

坪 俊宏

JPNIC DOM-WG

(グローバルコモンズ株式会社)

tsubo@global-commons.co.jp

Internet Week 97 JPNIC Tutorial

1997年12月17日

於 パシフィコ横浜

本日のお話

ドメイン名とは何か？

トップレベルドメイン (TLD) とは何か？

TLDの種類 (gTLDの位置づけ)

gTLDの現在の課題

課題解決のための処方箋 = IAHHC 勧告

新設される7つのgTLD

gTLD-MoU (一般トップレベルドメイン覚書)

レジストラの決定

知的所有権 (商標権) vs. ドメイン名

gTLDの登録申請書式

gTLDの今後

ドメイン名とは何か？ (その1)

ネットワークを介して通信をするためには相互の認識が必要

- 電子メールを送信する
- 1用-トログインする
- ファイル転送する
- Webサイトにアクセスする

コンピュータは、数字 (アドレス)で相手を認識

- ftp 202.211.226.18

人間は、名前 (ホスト名)で相手を認識

- ftp tiger

ドメイン名とは何か？ (その2)

1970年代、ARPANETはホスト数百台の小さなコミュニティ

- SRI-NICが、HOSTS.TXTファイルを管理
- 管理者は、自サイトの変更をメールでSRI-NICに送信
- " 最新のHOSTS.TXTをftpで入手

HOSTS.TXTという手法の破綻

- トラフィックの増大
- 名前の衝突
- ネットワーク全体での整合性の欠如

ドメイン名とは何か？ (その3)

HOSTS.TXTに変わる仕組みが必要

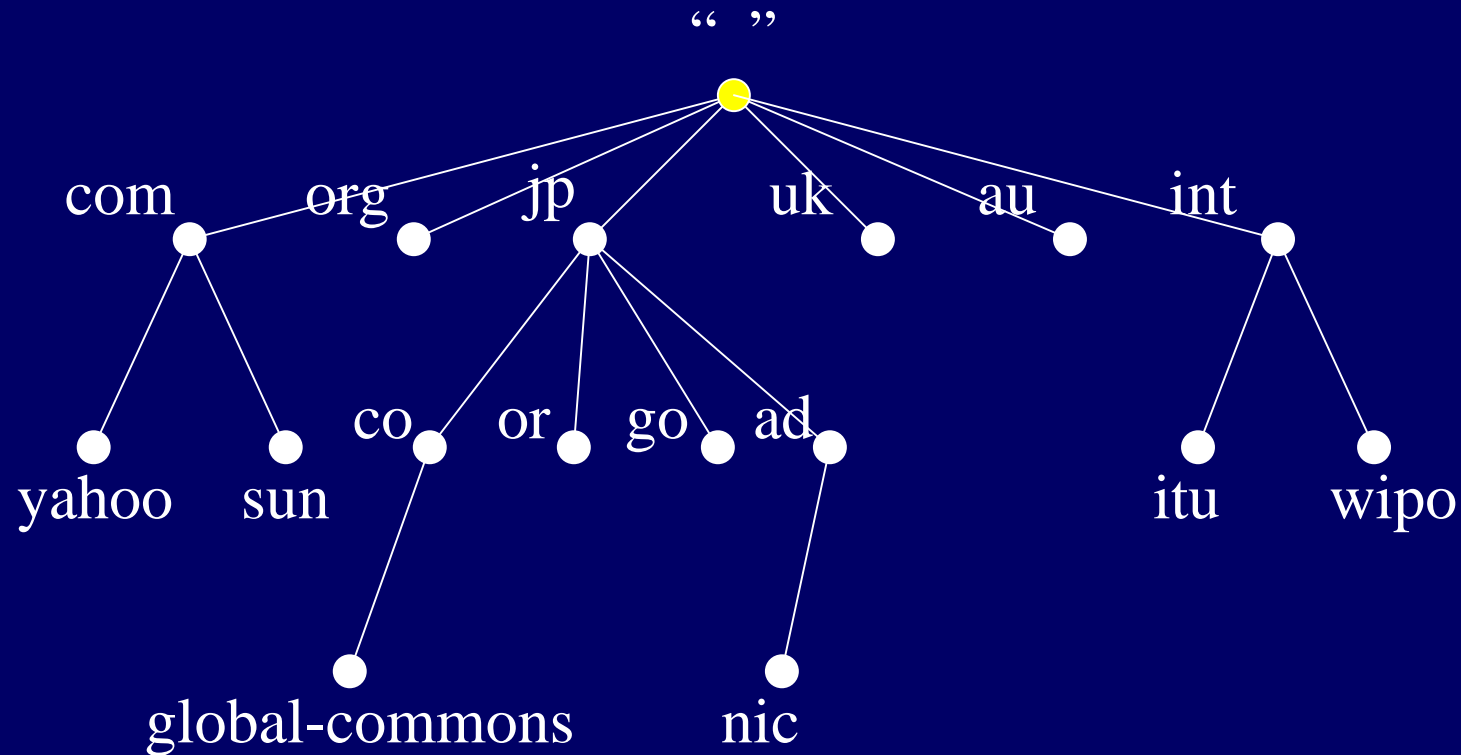
→DNS (ドメインネームシステム)

- 局所的な管理が可能
- ネットワーク全体で参照が可能
- 階層的な構造にすることによって名前の衝突を防ぐ
- 1984年、RFC882とRFC883が発表

(⇒RFC1034とRFC1035)

トップレベルドメイン (TLD) とは何か？

ドメイン名空間におけるTLD



TLDの種類 (gTLDの位置づけ)

国別TLD (nTLD=national TLD)

- 各国毎に割り当てられたTLD (ISO 3166 国コード)
- .jp 等 (例外 : 米国の .edu、.mil、.gov、英国の .uk)

国際TLD (iTLD=international TLD)

- 国際的な政府間組織が使用するTLD
- .int (例 itu.int、wipo.int)

一般TLD (gTLD=generic TLD)

- 住んでいる国を問わず誰もが登録申請できるTLD
- 現在は、.com、.org、.net の3つ
- 今回新設 : .firm、.shop、.web、.arts、.rec、.info、.nom

gTLDの現在の課題 独占問題

米国連邦政府がInterNIC業務を委託

- NSF (全米科学財団) → NSI (Network Solutions, Inc.)
- NSIは、.com、.org、.net、.edu、.govを管理

1995年10月

- 連邦政府予算 → 利用者負担

反トラスト法違反の疑い

- NSIに対する米国司法省の調査
- 民間企業 (PG Media Inc.) がNSIを訴え

gTLDの現在の課題： 知的所有権（商標権）との紛争問題

訴訟

- 商標権者→ドメイン名保有者
- 商標権者→ InterNIC

「NSIドメイン名の紛争に関するポリシー」

- 商標権を侵害しているかどうかは問題ではない
- 商標権者がNSIに申し出るだけでドメイン名差し止め
- 米国連邦政府の商標が優先（チュニジア問題）
- このポリシーの適用は必須ではない

サイバー不法占拠

- 商標権者に高額で転売
- 著名商標を使うことによってユーザーの誤認を狙う

gTLDの現在の課題： 権限の枠組みと財源の問題

IANAの権限

- IPアドレスの割り当て
- TLDの割り当て
- ルートサーバーの管理
- プロトコル番号、ポート番号等の管理

権限の枠組みを支える財源の問題

- 歴史的には米国連邦政府 (ARPA、NSF) の予算

gTLDの管理は？

- gTLDを管理する権限は何に基づいているのか？
- gTLDは誰が管理すべきものなのか？
- gTLDの管理コストは誰が負担するのか？

課題解決のための処方箋 =IAHC勧告

IAHCとは何か？

- International Ad Hoc Committee
(国際臨時特別委員会)

IAHC発足に至る過程

- 1996年6月 :IANAのJon Postel氏が、新しいTLDを作ることに関するインターネットドラフトを発表。その内容は、初年度50の登録組織に対して合計150の新TLDを割り当てるというもの
- 1996年6月25日 :ISOC理事会が、IANAの提案を承認
- 1996年11月12日 :IAHCが発足
- 1997年2月4日 :IAHCが最終報告書 (勧告)を発表

IAHCのメンバー構成

- ITU (国際電気通信連合) : 1名
- WIPO (世界知的所有権機関) 1名
- INTA (国際商標協会) 1名
- ISOC (インターネット/サエティ) 2名
- IANA (Internet Assigned Numbers Authority) 2名
- IAB (Internet Architecture Board) 2名

IAHC勧告の主な内容 DNS

TLD空間は公共の資源

- その管理、使用、発展に関するポリシーの策定と実行は、オープンかつパブリックな方法で進めなければならない

.com、.org、.net は、gTLD

- internationalなもの → genericなもの

.us の不十分な使用が問題

- .us も他の nTLD と同様にスケーラブルで機能的な第2レベルドメインを定義し使用することを要求

IAHC勧告の主な内容 gTLDの管理

gTLDのポリシーに関する枠組み作り

- 覚書 (gTLD-MoU) という形で確立
- 公的セクター、私的セクターからの署名を求める
- ITU が、gTLD-MoUの保管人

7つの新しいgTLDを定義

- .firm、.store (後に .shop)、.web、.arts、.rec、.info、.nom

公共資源としてのgTLDの管理

- POC (ポリシー管理委員会)
- PAB (ポリシー諮問機関)

gTLDの登録業務

- CORE (レジストラ協議会) の管理のもとレジストラが行う

IAHC勧告の主な内容 :レジストラ

レジストラとレジストリ

- レジストラ (登録組織) は、レジストリ (登録所、登録簿) を共有

レジストラント(登録者)とレジストラ

- どのレジストラを通じても7つのgTLDに登録申請可能
- ドメイン名を変更せずにレジストラを変更可能
- レジストラはサービスと価格で競争

レジストラの選定

- 世界の7地域から4組織ずつ選定 (合計28) (後に×)
- ビジネス面、技術面、運用面の資格要件
- 申請者の数が地域の枠を越えた場合は抽選 (後に×)

IAHC勧告の主な内容 :商標問題

ドメイン名登録に先立って60日間の公告期間

- 申請者の自発性に依存
- nTLD においても同様の仕組みを奨励 (実現性?)

商標専用ドメインの提案

- 国別の商標を収容 :tm.<iso3166code> (実現性?)
- 国際的な商標を収容 :tm.int (実現性?)

訴訟の代わりとなる争議の仕組みが必要

- 異議申立手続き
- 調停
- 迅速仲裁

新設される7つのgTLD

.firm **ビジネスまたは企業**

(.inc、.corp、.ltd は審査が必要となるため使用しない)

.shop **購入できる商品を提供するビジネス**

(一般からのコメントを受け.store から変更 - 1997/11/13)

.web **WWWに関連する活動を強調する組織**

.arts **文化的および娯楽的な活動を強調する組織**

.rec **レクリエーションまたは娯楽的な活動を強調する組織**

.info **情報サービスを提供する組織**

.nom **個別のまたは個人の名称を希望する者**

(.id、.me、.ind、.per はリザーブ (ISO 3166コード))

なぜ7つなのか？

DNSの安定性を維持

- DNSは現在稼働中のシステム
- 最初の変更は控えめな規模から

知的所有権コミュニティの主張

- これ以上新しいTLDを作るべきではない
- 公正な紛争解決のメカニズムを作らなければダメ

gTLD-MoU

(一般トップレベルドメイン覚書)

IAHC勧告を有効にするための基本文書

- IAHC → iPOC → POC

ISOC、IANA、世界中の組織の署名により有効に

- 署名組織は、12月15日現在188

DNSの管理と改善のための国際的な枠組み

- 新しいgTLDの追加
- 新しいレジストラの選定
- 公正な紛争解決メカニズムの策定、等々

意図的に終結しない形

- 常にコミュニティからの意見を受け入れる
- 多くの利害関係者の様々な利害のバランスをとる試み

レジストラの決定

1997年7月18日～10月16日まで公募

1997年11月26日現在87組織が決定

米国 (25) \ ドイツ (13) \ イギリス (9) \ カナダ (6) \
スペイン (4) \ オーストラリア (4) \ スイス (3) \
スウェーデン (3) \ 台湾 (2) \ フランス (2) \ 中国 (2) \
イタリア (2) \ 日本 (2) \ モナコ (1) \ モーリシャス (1) \
バハマ (1) \ 韓国 (1) \ 南アフリカ (1) \ イスラエル (1) \
シンガポール (1) \ デンマーク (1) \ オランダ (1) \
ルクセンブルグ (1)

すべてのレジストラはCORE-MoUに署名

- ドメイン名登録業務はCORE-MoUに基づいて行う

CORE-MoU

(レジストラ協議会覚書)(その1)

COREが扱うTLDの定義

- .com、.org、.net はまだ含まれない
- nTLDは含まない

レジストラの選定 (次回以降 - 今回はiPOC)

COREの構成と責任

- 構成員はCORE-MoUに署名したレジストラ
- COREはスイスの非営利法人
- レジストラ選定の役割
- レジストラがCORE-MoUに従って運用されるよう管理
- SRS (共有レジストラシステム)の管理
- POC運営のための財政支援

CORE-MoU

(レジストラ協議会覚書)(その2)

gTLDへのSLD登録のためのポリシー

- レジストラはすべてのCORE-gTLDへの申請ができる
- レジストラはSLD登録に対して課金できる
- CORE-MoU規定の申請書式でのみ登録可能
- 申請者は60日間のドメイン名公告期間を持つ
- レジストラは第三者の権利侵害に関する審査はしない

ドメイン名保有者と第三者との紛争

- ドメイン名異議申立パネル (ACP)
- 調停
- 迅速仲裁

CORE-MoU

(レジストラ協議会覚書)(その3)

付属書類

- CORE-MoUに署名する資格を得るための必要条件
(レジストラになるための資格条件)
- SLD申請に当たって必要なデータ
- SLD割り当てに関する登録契約および申請書式
- ドメイン名異議申立パネルに関する実体ガイドライン

SRS (共有レジストリシステム)

1997年9月26日

- COREがRFP (Request For Proposal)を作成、公開

1997年11月4日

- COREがベンダーを選定 → Emergent社 (米国)

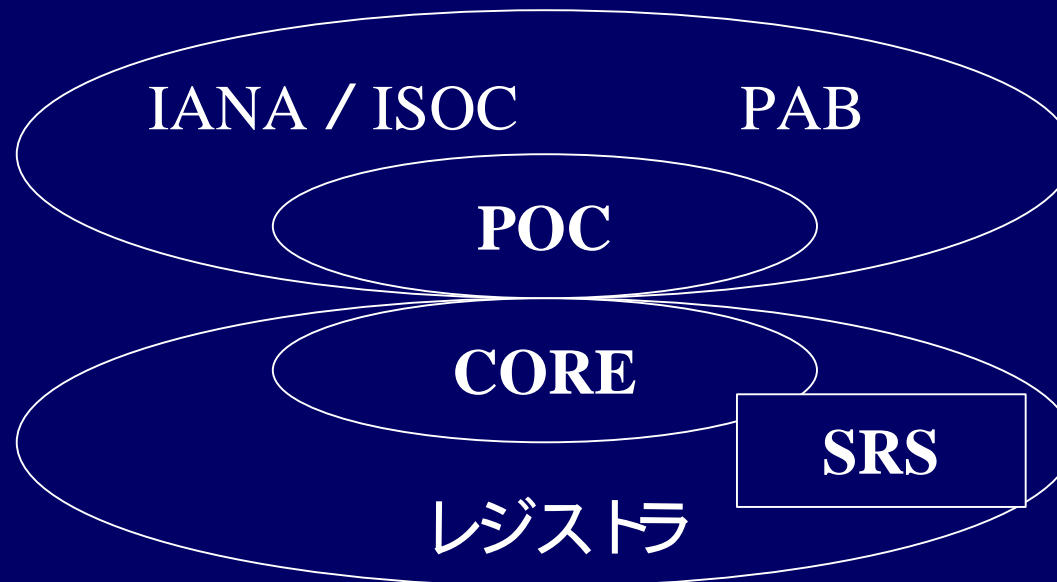
先着順の原則

- 最初の議論ではラウンドロビン方式 → その後は？
- 最初の第一波をどうかわすか

gTLDの管理の構造

2段階の管理

- 公共資源としてのgTLD空間の管理 = gTLD-MoU
- ドメイン名登録業務の管理 = CORE-MoU



知的所有権 (商標権) vs. ドメイン名

裁判 (訴訟) における問題点

- どの国の裁判所に訴えるか (裁判管轄権)
- どの国の法律が適用されるのか (準拠法)
- ある国での判決を他の国で執行できるか (外国判決の執行承認)

gTLD における紛争解決のメカニズム

- オンライン調停
- オンライン迅速仲裁
- ドメイン名異議申立パネル (ACP)

ACPによる手続き (その1)

gTLD-MoUポリシーの解釈 (実体ガイドライン修正版)

本ポリシーに照らして、国際的に知られているとみなされ、論証可能な知的所有権が存在する英数文字列と同一または非常に類似しているCORE-gTLD第2レベルドメイン名は、その知的所有権保有者のみが、あるいはその権限とともにその知的所有権保有者が所有し使用し得るといふポリシーが施行される。本ポリシーに照らして、十分な権利を持つとみなされる第三者が、かかる第2レベルドメイン名を使用することについては適切な考慮が必要である。」

gTLD-MoUポリシーの解釈 (実体ガイドライン修正版)

- 一般からのコメントを受けた後、gTLD-MoUポリシーが変更される可能性あり

ACPによる手続き (その2)

異議申立

- 除外
- 移行
- 総合除外

請願

- 事前除外の請願
- 除外から例外扱いとする請願
- 除外の修正または解除を求める請願

上訴

- ACPの決定が不合理と判断できる場合

ACPによる手続き (その3)

実体ガイドライン

- POC (iPOC)が主体で作成
- PABおよび一般からのコメントを受けつける

手続きガイドライン

- WIPO調停仲裁センターが作成
- " が手続き管理
- WIPOスタッフはACPのメンバーにはならない

パネル

- 1名ないし3名の専門家
 - 特別な要求がない限り手続きはオンラインで行う
- ACPに提出された紛争は、裁判所に訴えることも可能

ACPはどこが優れているのか

司法手続きではなく事務手続き

- 国内の裁判所とも共存できる
- 速い、低コスト、インターネットフレンドリー（オンライン手続き）
- 中央データベース管理者がACPの結果を直接執行

国際的な手続き

- 裁判管轄権の問題を解決

公開性

- すべての結果はインターネット上で公開

進化発展の可能性

- PABおよび一般からのコメントを受けてシステム変更

gTLDの登録申請書式 (その1)

- 申請組織の情報
- 事務担当者、技術担当者、経理担当者の情報
- ACP、調停、仲裁の通知先、並びに、民事訴訟手続法の送達先としての指定代理人の情報
- 第三者の権利を侵害しないことの保証
- 善意によるドメイン名使用意図の確約
- ドメイン名使用の目的
- 当該ドメイン名を要求する理由
 - 申請者の名前またはそのバリエーションに一致
 - 申請者の商標またはそのバリエーションに一致
 - その他 (要説明)

gTLDの登録申請書式 (その2)

- 60日間の待機オプションの選択
- 第三者がACPに対して異議申立てすることを承認
- ACPの決定に従うことを承認
- 紛争解決方法としての調停に同意
- 紛争解決方法としての仲裁に同意
- 訴訟の場合の管轄裁判権の合意
- 不完全なデリゲーションの場合には取消に同意

gTLDの今後

gTLDはいつから登録できるのか？

- 予定 :1998年2月15日
- SRSの稼動開始時期は？
- レジストラによる先行受付

NSIは合流するか？

- 来年3月でNSFとの契約期限が切れる
- SRSが安定運用されるまで契約延期？
- 米国連邦政府の方針表明は？

新しいgTLDの追加

新しいレジストラの追加

gTLD関連URL

gTLD-MoUサイト

<<http://www.gtld-mou.org/>>

関連文書日本語訳

- IAHC最終報告書 (勧告)

<<http://www.nic.ad.jp/jpnic/hottopics/iahc-final-report.txt>>

- IAHC最終報告書についてのプレスリリース

<<http://www.nic.ad.jp/jpnic/hottopics/iahc-press-final.txt>>

- gTLD-MoU

<<http://www.nic.ad.jp/jpnic/hottopics/iahc-gTLD-MoU.txt>>